

第2期小竹町地域福祉計画

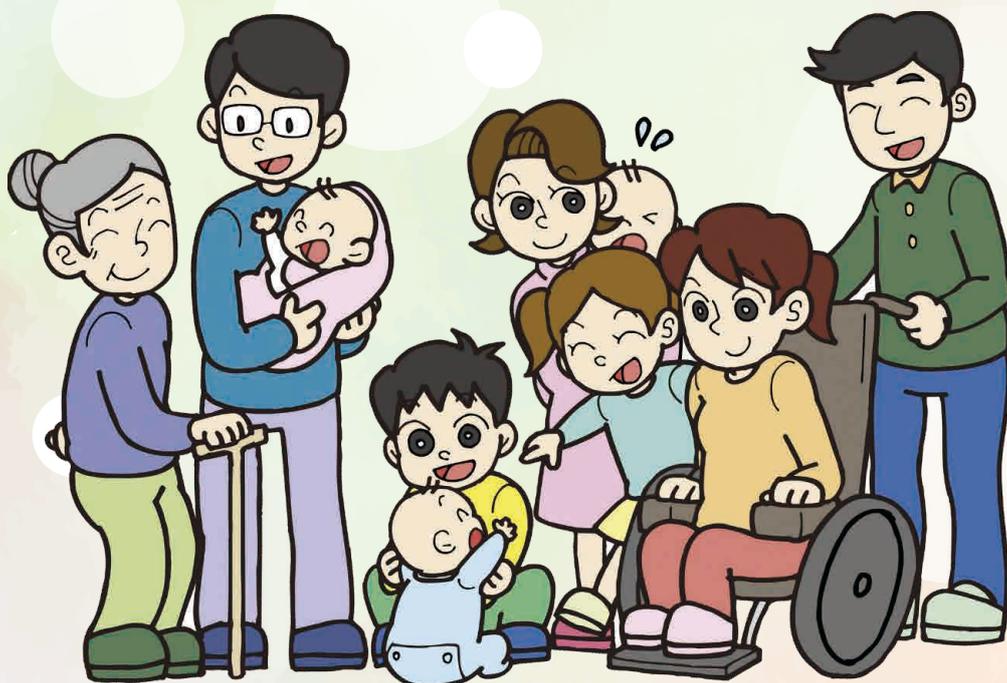
(令和3年～8年度)



概要版

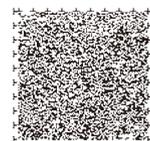


みんなが主役 つながり育む こたけまち



令和3年3月

小竹町





計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入するとともに、単身世帯の増加や近隣住民との関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。

また、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

本町では、2017年にまちづくりの基本となる「第5次小竹町総合計画」を策定し、「住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町」を町の将来像として掲げ、地域における様々な課題に取り組み、住民福祉の向上に努めています。

第5次小竹町総合計画に基づき、本町の地域福祉を一層推進していくため、令和3年度から令和8年度を計画期間とする「第2期地域福祉計画」を策定することとしました。住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心してつながりを育みながら住み続けられるよう、様々な地域生活課題の解決に向けて取り組みを推進していきます。

計画の位置づけと計画期間

地域福祉計画とは、『社会福祉法』第107条の規定に基づき策定する計画であり、本町における福祉に関する計画の上位計画です。また、「第5次小竹町総合計画」を最上位計画とし、子育て・障がい・高齢者等の各個別福祉計画との整合を図りながら策定しています。

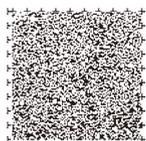
地域福祉計画は、住民に最も身近な市町村が、地域福祉の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた方針等を整理する計画であり、住民と行政とが互いに協力し推進していくことで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施に関する事項

第2項、第3項（略）



小竹町総合計画

小竹町地域福祉計画

- 介護保険事業計画
- 高齢者保健福祉計画
- 障がい者福祉長期計画
- 障がい福祉計画
- 障がい児福祉計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- いのち支える自殺対策計画

整合

連携

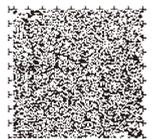
他の関連計画

- 健康・保健関連
- 男女共同関連
- 教育関連
- 防災関連
- その他

小竹町社会福祉協議会

本計画は、計画期間を6年間（令和3年度～令和8年度）とします。

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
総合計画	第5次（10か年）									
地域福祉計画	第1期（5か年）				第2期地域福祉計画					
高齢者保健福祉計画	（3か年）		（3か年）			（3か年）				
障がい者福祉長期計画	第2次 後期計画（6か年）				第3次（前期：6か年）					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期（3か年） 第2期（3か年）		第7期（3か年）			第8期（3か年） 第4期（3か年）				
子ども・子育て支援事業計画	第1期（5か年）			第2期（5か年）					第3期（5か年）	
自殺対策計画	第1期（5か年）							第2期（5か年）		

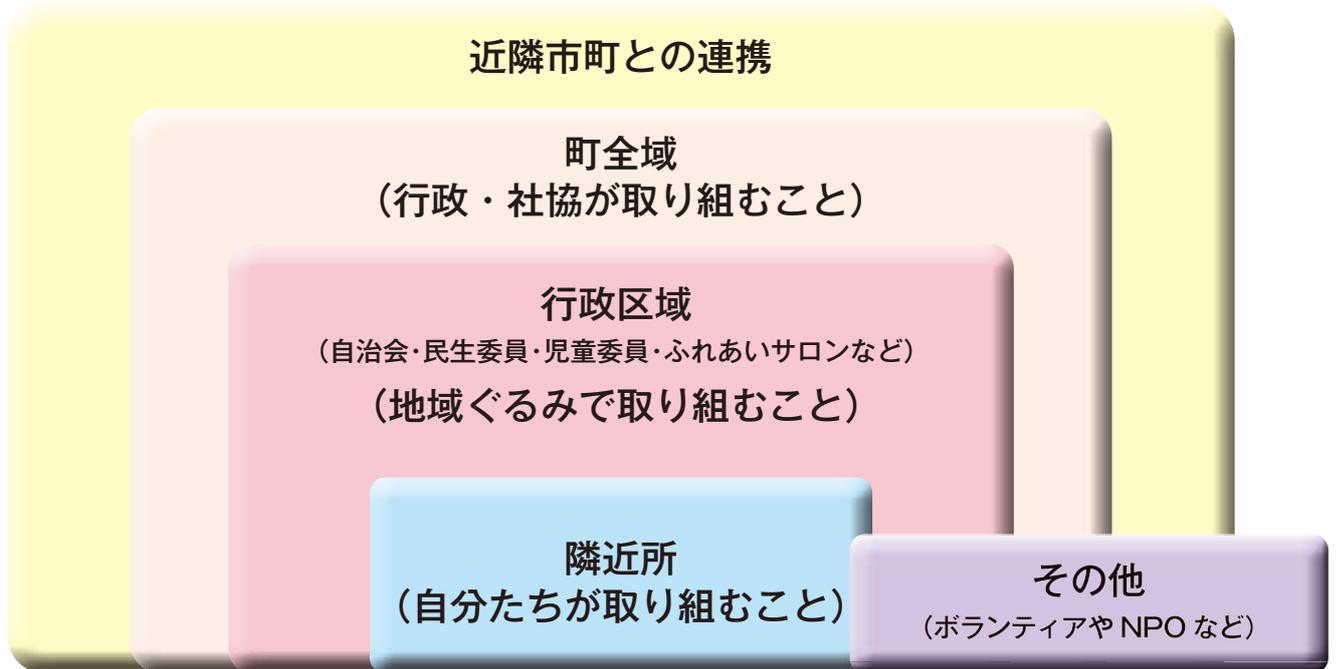




圏域の設定

地域福祉推進のための範囲として、大きく3つの圏域を設定します。

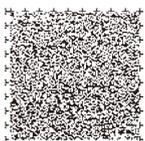
本人、家族を含む「隣近所」を最小単位として、「行政区域」、「町全域」とし重層的な圏域で捉えています。各圏域における役割や地域資源を整理し、それぞれの活動の展開や包括的支援体制の整備を進めていくものとします。



<参考>行政区別人口

(単位：人)

行政区	構成	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	高齢化率
小竹区		394	35	188	171	43.40%
峰畑区		491	52	260	179	36.46%
芦北区		149	6	73	70	46.98%
勝野1区		398	22	197	179	44.97%
勝野2区		725	86	427	212	29.24%
七福区		744	83	348	313	42.07%
新多区		558	37	274	247	44.27%
中央区		365	30	161	174	47.67%
新山崎区		121	9	61	51	42.15%
南良津区		352	28	175	149	42.33%
兵丹区		214	13	106	95	44.39%
赤地区		456	25	242	189	41.45%
御徳1区		344	19	152	173	50.29%
御徳2区		828	49	425	354	42.75%
御徳3区		500	35	246	219	43.80%
栄町区		445	59	222	164	36.85%
本町区		319	38	173	108	33.86%
毛勝区		93	6	37	50	53.76%
合計		7,496	633	3,765	3,098	



[資料] 小竹町 (令和2年4月1日時点)



基本理念・基本目標・基本施策

「住み慣れた地域で、安全に安心して暮らしていくこと」が多くの住民の願いであり、町が目指すべき姿です。本計画においては、基本理念の実現に向け、2つの基本目標を掲げ、これを達成するために8つの基本施策を設定しています。

地域共生社会の実現に資する新たな取組みを推進していけるよう、みんなが互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域を目指します。

【基本理念】

みんなが主役 つながり育む こたけまち

基本目標 1

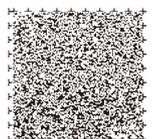
「わがごと」の地域づくり

住民それぞれが他人事になりがちな地域づくりを自分のこと（我が事）としてとらえ、「お互いさま」の気持ちを育み、支え合いながら安心して暮らせるよう、地域における「人づくり、居場所づくり、関係づくり」に取り組めます。

基本目標 2

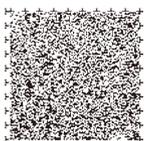
「まるごと」の支援体制づくり

地域生活における課題に直面したときに気軽に相談できる環境をつくるとともに早期発見ができる体制づくりを進めます。また、権利擁護機能の強化や複合的な課題に対応できるよう分野を横断する包括的な支援体制の構築に取り組めます。



地域住民等の意識や課題認識の把握（ワークショップ、アンケート等）を踏まえ、地域福祉の推進に向けた課題を次のように整理しました。

小竹町の状況から見えること・言えること	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会に加入しない人、脱退する人が増加している。 ・自治会への加入を促進する必要がある。 ・自治会加入をメリット、デメリットで判断している。 ・家族や地域との関係が希薄な単身高齢者が増加 ・いざという時は、遠くの身内より隣近所の声掛けや支援が必要 ・消防団による定期巡回パトロールにて、空き家の把握を行い、災害時に備えている。 ・災害時要配慮者に対する個別避難計画が必要 	課題①	つながりの希薄化や災害時の対応力向上への対策が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・自らSOSの発信ができない人たちがいる。 ・コロナ禍において、外出控え、閉じこもりが増加 ・顔の見える関係性がないと信頼は築けない。 ・福祉は当事者たちだけの問題という認識「他人事」 ・「支え手」「受け手」という関係性でなく、互いに幸福と思える意識の醸成が必要 	課題②	お互いさまの意識の醸成が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動等の担い手や後継者がいない。 ・地域活動等を担うボランティアやスタッフの高齢化が深刻化している。 ・地域活動に参加しようとする若い世代が少ない。 ・地域活動に参加する人が固定化している。 ・担い手確保のための良い策が思いつかない。 ・活動を行う上での資金調達、確保が困難 ・高齢者の働く場や生きがいづくりが必要 	課題③	地域活動の担い手不足への対応が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段や買い物に困難をきたしている人がいる。 ・福祉サービスを利用していない人の対応が困難 ・子どもだけでなく親にも寄り添うことが重要 ・福祉課題が複雑化、複合化しているため、支援関係機関の連携が必要 ・様々な福祉課題に対応できる専門職のスキル向上が必要 	課題④	複合的な課題や制度の狭間の課題等への対応が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に食事をしながら集える場所が少ない。 ・多世代交流の機会や場が少ない。 ・自治会の区域を超えた関係性づくりが必要 ・地域資源（場所・制度等）に何があるか分からない。 ・困ったときに相談するところが分からない。 	課題⑤	誰もが気軽に集える場の創出と適切な情報の入手手段が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺念慮を抱く未成年者が増加している。 ・虐待ケースの増加に伴い、家族の丸ごと支援が必要 ・家族関係の希薄化がネグレクトや金銭問題等の虐待につながっている。 	課題⑥	権利擁護支援の強化が必要





計画の体系

基本施策

①安心して暮らせる地域の関係づくり

②お互いさまの支え合いづくり

③みんなが主役のまちづくり

④地域福祉を担う多様な人づくり

⑤課題解決に向けた包括的な相談体制の構築

⑥地域資源を活かした拠点づくり

⑦権利擁護支援の強化

⑧分野横断的な連携の推進

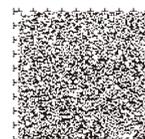
基本目標

「わがごと」の
地域づくり

「まるごと」の
支援体制づくり

基本理念

みんなが主役
つながり育む
こたけまち





基本施策の取組みの推進

基本施策ごとに、「自分たちが取り組むこと」、「地域ぐるみで取り組むこと」、「行政や社協が取り組むこと」の3つの視点から役割を整理しました。

地域共生社会の推進を図るため、互いに協力し、連携をとりながら取り組んでいくこととします。

基本施策① 安心して暮らせる地域の関係づくり

主な取組み

- ・地域における支え合いと見守り支援の充実
- ・地域の防犯・防災力、災害対応力の強化
- ・避難所運営体制の構築

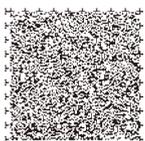
自分たちが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇隣近所同士で互いにあいさつや声掛けをします。 ◇地域の見守り活動に可能な限り協力します。 ◇地域の防災訓練に積極的に参加します。
地域ぐるみで 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇あいさつや声掛け活動を推進します。 ◇地区行事等への参加を積極的に呼びかけます。 ◇地域ぐるみで防災訓練を実施します。
行政や社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害対応研修の実施及び防災訓練の支援を行います。 ◇指定避難所における福祉避難スペースの確保や福祉避難所の運営、ボランティアの育成に取り組みます。 ◇防犯対策の観点から、空き家の把握や活用の方法について検討します。

基本施策② お互いさまの支え合いづくり

主な取組み

- ・地域活動への参加促進と交流の機会づくり
- ・「お互いさま」の意識の醸成
- ・困りごとをキャッチしやすい環境づくり

自分たちが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇隣近所と顔の見える関係をつくります。 ◇困ったときは、一人で抱えず、誰かに相談します。 ◇様々な相談先の情報を収集しておきます。 ◇性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わりなくお互いを尊重します。
地域ぐるみで 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇困りごとを抱えた人や家庭に気づけるよう日頃から声を掛け合います。 ◇老人クラブ、ふれあいサロン等の活動を通して高齢者の状態の変化等に気がつけるようにします。
行政や社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇多世代交流が可能な場所・機会づくりを推進します。 ◇ボランティア活動支援を行います。 ◇民生委員・児童委員と連携を密にし、早期の課題発見解決に努めます。



基本施策③ みんなが主役のまちづくり

主な取り組み

- ・地域福祉に関する意識の醸成
- ・地域活動へのきっかけづくり
- ・積極的な情報発信と情報のバリアフリーの推進

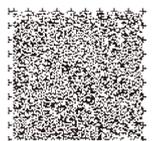
自分たちが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇町の広報紙や地区回覧板に目を通すようにします。 ◇町のLINEやホームページにアクセスし、情報収集に努めます。 ◇自分の住んでいる地域に愛情を持ち、積極的に地域行事に参加します。
地域ぐるみで取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域を担う次世代が興味を持ち、参画できる工夫や働きかけを行います。 ◇多世代が交流できるような地域活動に取り組みます。 ◇地区等で実施する行事の積極的な周知に努めます。
行政や社協が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇先進的な地域福祉の活動事例について、関係機関と情報共有します。 ◇町の施策や事業については、最新の情報提供に努め、各種手段を用いて周知を図ります。 ◇地域活動に貢献した団体や個人を表彰し、まちづくりの気運を高めます。

基本施策④ 地域福祉を担う多様な人づくり

主な取り組み

- ・地域福祉を担う人材の育成・確保
- ・活動しやすい環境づくり
- ・ボランティア育成研修の実施

自分たちが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域で求められている役割について、自分ができないか考えてみます。 ◇無理をせず、参加できそうなことから取り組みます。 ◇地域活動を他人事とせず、自分の事として考えます。
地域ぐるみで取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇自治会や公民館、民生委員・児童委員等の活動に積極的に協力します。 ◇ボランティア学習会などに積極的に参加します。 ◇地域行事を通して、地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを行います。
行政や社協が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇民生委員・児童委員協議会、自治会や公民館、NPOや各種団体の活動を支援します。 ◇学生や現役世代が参加できるよう研修の開催日や時間帯を設定します。



基本施策⑤ 課題解決に向けた包括的な相談体制の構築

主な取組み

- ・ 包括的な相談体制の構築
- ・ 包括支援相談員（仮称）の配置
- ・ 福祉施策に関する出前講座の実施

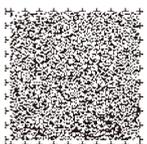
自分たちが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町広報紙やホームページなどから、制度や窓口について知るように心がけます。 ◇ 困りごとがあるときは、早めに身近な民生委員・児童委員や行政に相談します。
地域ぐるみで 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 行政職員による制度説明等の機会を設けるなど、町の取組みに関心を持って連携します。 (出前講座の開催) ◇ 困りごとを抱える人や家庭を発見したときは、早めに地区民生委員・児童委員や行政に相談します。
行政や社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉に関する制度や事業などの出前講座を実施し、住民の理解促進に努めます。 ◇ 相談から支援までを総合的にコーディネートする包括支援相談員（仮称）の養成に取り組みます。

基本施策⑥ 地域資源を活かした拠点づくり

主な取組み

- ・ 社会参加の機会及び居場所づくり
- ・ 積極的な情報発信
- ・ ふれあいサロンやボランティア団体等のネットワークづくり

自分たちが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域で開催される行事への関心を深め、積極的に参加協力します。 ◇ 趣味や特技、経験を活かし、できる範囲で地域活動に参加するように努めます。
地域ぐるみで 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 誰でも気軽に立ち寄れる交流の場をつくります。 ◇ 子どもや現役世代に地域行事の企画に関わってもらうなど、多世代が参加しやすい行事運営を行います。 ◇ 地域の行事やまつりの活性化と継承に努めます。 ◇ 回覧板等を利用し、積極的に地域活動をPRします。
行政や社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域における活動拠点の確保及び充実を図るため、既存の公共施設の有効活用を推進します。 ◇ 地域福祉に関わる団体等のネットワークづくりを行い、多世代交流の機会を創出します。 ◇ 地域資源に関する情報を集約し、情報発信に努めます。



基本施策⑦ 権利擁護支援の強化

主な取り組み

- ・ 成年後見制度の理解促進
- ・ 権利擁護に対する意識の向上
- ・ 命を守る支援の充実

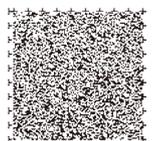
自分たちが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 成年後見制度について積極的に知るようにします。 ◇ 認知症や障がい、児童福祉などに対する理解に努めます。 ◇ 虐待等が疑われる場合は、速やかに行政機関に相談します。
地域ぐるみで取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 成年後見制度について理解を深めるために研修会等に参加します。 ◇ 権利擁護に対する理解に努め、人権講演会等に積極的に参加します。
行政や社協が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 権利擁護に関する研修会等を開催します。 ◇ 広報紙やパンフレットにより人権啓発を行います。 ◇ 相談を受けた際は、関係機関と連携し解決できるよう体制を整えます。 ◇ 成年後見制度利用促進計画の策定に努めます。

基本施策⑧ 分野横断的な連携の推進

主な取り組み

- ・ 庁舎内連携体制の構築（防災、地域コミュニティ、保健医療、住宅など）
- ・ 多機関連携調整会議（仮称）の設置
- ・ 重層的な支援体制の構築に係る調査研究

自分たちが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 問題が深刻化する前に、相談するように努めます。 ◇ 困っている人がいたら、話を聞くなど、寄り添った支援を行います。 ◇ 行政の取組みに関心を持ち、情報収集を行います。
地域ぐるみで取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 困りごとを抱えている人がいたら、声をかけ、行政や民生委員・児童委員に相談するよう勧めます。 ◇ 地域で孤立する人が出ないように、日頃から気にかけるようにします。
行政や社協が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 庁舎内における連携体制を構築するため、関係課調整会議を行い、課題の解決を図ります。 ◇ 外部の関係機関を含めた多機関連携調整会議（仮称）を設置します。 ◇ 本町における重層的な支援体制の構築について検討します。





重要課題の設定と重点的な取組みの推進

本計画の基本理念である「みんなが主役 つながり育む こたけまち」の実現に向け、地域生活課題を解決するための体制づくりとして、基本施策のうち「①安心して暮らせる地域の関係づくり」、「②お互いさまの支え合いづくり」、「⑤課題解決に向けた包括的な相談体制の構築」、「⑧分野横断的な連携の推進」を重要課題とし、それぞれの主な取組みのうち、「地域防災力、災害対応力の強化」、「困りごとをキャッチしやすい環境づくり」、「包括支援相談員（仮称）の配置」、「多機関連携調整会議（仮称）の設置」を重点的な取組みとします。

重点的な取組み ① 地域防災力、災害対応力の強化

現状と課題

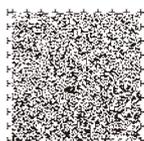
- ・ 自主防災組織は行政区域単位で設置されているが、災害時の対応に対する意識や連携体制にはバラツキがある。
- ・ 災害時における避難行動要支援者台帳の整備が完了していない。
- ・ 町内緊急指定避難所の運営は、行政職員が行っており、開設が長期になった場合の対応が困難

今後の方向性

- ・ 消防団や自主防災組織との連携だけでなく、民生委員・児童委員や社会福祉法人、PTAやNPO、町内福祉サービス事業所など地域活動を支える様々な主体が連携して災害対応力の強化に取り組む体制を整備する。

具体的な取組み

取組内容	年 度					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
避難行動要支援者台帳の整備と支援体制づくり	台帳整備		更新・管理			
	個別支援計画作成					
	関係機関との連絡調整会議					
災害対応訓練 ・ 研修の実施	訓練・研修の実施					



重点的な取組み② 困りごとをキャッチしやすい環境づくり

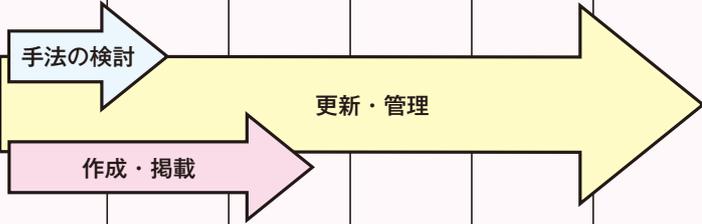
現状と課題

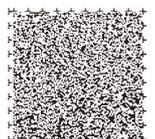
- ・自治会加入世帯の減少による地域コミュニティの関係性の希薄化が危惧される。
- ・支援が必要と思われるが本人、家族に困り感がなく支援に結びつかないケースや支援を拒否されることがある。
- ・在宅介護支援センター職員や民生委員・児童委員、地域住民などから、気になる家庭等についての情報が福祉課に寄せられるケースが増えてきている。

今後の方向性

- ・地域福祉を推進していくため、住民により近い圏域で相談体制を整える。
- ・1人も孤立させることなく、地域の困っている人を見逃さない地域づくりを目指す。
- ・困りごとの相談先に関する情報を広報紙やホームページを活用し、広く分かりやすく周知する。

具体的な取組み

取組内容	年 度					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
多様な困りごとの相談窓口・情報周知 ・広報媒体の検討 ・チラシ・地域資源マップの作成 ・広報紙、ホームページ掲載						
民生委員・児童委員と地域包括支援センター等専門職員とのネットワーク強化 ・事例検討研修の実施						



重点的な取組み③ 包括支援相談員（仮称）の配置

現状と課題

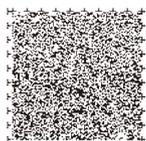
- ・高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉事業については、それぞれ相談員がおり、行政との情報連携は行うが、相談員間の連携は図られていない。

今後の方向性

- ・改正社会福祉法に対応し、地域福祉を推進していくための行政組織体制を整えるとともに、相談をまるごと受け止める場の整備を図る。
- ・各制度における既存の専門相談員同士の連携強化とその取りまとめを行い包括的な課題に対応できる相談専門人材を確保する。
- ・住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを後方支援する人材の配置を行う。

具体的な取組み

取組内容	年 度					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
庁内組織の体制整備	体制の検討		体制の検討			
包括支援相談員（仮称）の配置 ・既存の活動との関係性の検討 ・関係団体との意見交換	人材配置の検討		配置			
相談専門人材の育成	研修					
	既存の各種相談員との連携・ネットワーク強化					



重点的な取組み④ 多機関連携調整会議（仮称）の設置

現状と課題

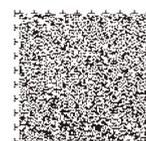
- ・高齢者、障がい者、子ども・子育てとそれぞれ福祉課内で所管が分かれているが複合的な課題が発生したときは、小さな自治体のメリットを活かし、その都度協議し対応している。
- ・地域における福祉ニーズは多様化・複合化しており、福祉の分野だけでは対応できないケース（防災、防犯、住まい、家族関係、DV等）が増えている。

今後の方向性

- ・福祉分野のみならず、医療、保健、教育、雇用、住まいなど多機関が連携し課題解決を図るための体制を整える。
- ・本町の現状や困難事例への対応策、取組みに対する進捗状況の把握など定期的に会議等を開催し、連携を図っていく。

具体的な取組み

取組内容	年 度					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
多機関連携調整会議 （仮称）の設置	組織形態の検討		設置			
			経過管理・定例協議			
地域活動関係団体等との 連携強化	活動の状況把握		連携・ネットワーク強化			
	地域福祉活動計画協議					





計画の推進体制と進行管理

住民一人ひとりが住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域共生社会を実現していくため、地域住民、自治会、様々な関係団体、町及び社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し推進していく必要があります。地域活動団体や各分野の専門機関・相談機関など多様な地域福祉の主体と協働・情報共有を図り、地域福祉の推進に取り組みます。

また、地域福祉関連施策や事業を実施する関係課（係）と、定例的に調整会議を行い、横のつながりを持ちながら取組みを進めていきます。

「小竹町地域福祉計画策定委員会」を、計画策定後も常設し、計画の進捗状況の把握や、事業・施策の実施に関する総合的な検討・評価などを行い、P D C Aサイクルにより、効果的な地域福祉の推進を図ります。

- 計画の進捗状況の把握
- 計画推進方策に関することを総合的に検討

小竹町地域福祉計画策定委員会

報告

(行政・社協) 地域福祉推進に関する内部検討組織

協働
情報共有

- 計画の進捗状況の管理
- 関係課・関係機関と連携した地域福祉の推進

地域活動団体・専門相談機関・社会福祉法人・民生委員・児童委員・学校・警察など



計画の周知・広報

本計画の内容や計画の進捗状況については、町の広報紙やホームページ等を利用して、広く住民に周知を行い、できるだけ多くの住民のみなさんが閲覧できるようにします。

また、自治会長会や民生委員・児童委員協議会、町内の社会福祉法人やその他地域福祉の推進に協力が不可欠な団体等に対し、計画に掲げる施策や取組について周知を図ります。

第2期小竹町地域福祉計画
【概要版】
令和3年3月

発行：小竹町
〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3167 番地 1
電話 09496-2-1219
FAX 09496-2-1140
Eメール fukusi@town.kotake.lg.jp

